

春日部市物品売買等入札審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が発注する清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修繕又は売払い（以下「物品売買等」という。）の一般競争入札の内容に関すること及び指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）の選定、その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 一般競争入札の円滑な事務運営及び指名業者の公正な選定を図るため、春日部市物品売買等入札審査委員会（以下「委員会」という。）及び春日部市物品売買等入札審査委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(委員会の委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

副市長、総合政策部長、財務部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、こども未来部長、健康保険部長、環境経済部長、会計管理者、学校教育部長

2 委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員会の副委員長は、総務部長をもって充てる。

(小委員会の委員)

第4条 小委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

総務部長、総務部次長、政策企画課長、財政課長、管財課長、契約課長、会計課長、教育総務課長

2 小委員会の委員長は、総務部長をもって充てる。

3 小委員会の副委員長は、総務部次長をもって充てる。

(委員会等の委員長等)

第5条 委員会及び小委員会（以下「委員会等」という。）の委員長は、委員会等を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員会等の副委員長は、委員会等の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会等の会議は、委員長が招集する。

2 委員会等の会議は、委員長が必要と認めるときに開催する。

3 委員会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、非公開とする。

(審議事項)

第7条 委員会は、設計金額が800万円を超える物品の製造の請負、買入れ又は売払い、設計金額が1,000万円を超える清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託契約、設計金額が1億円を超える物品の借入れに係る一般競争入札の内容に関すること、指名業者の選定に関すること、入札の参加停止に関することその他委員長が必要と認めた事項を審議する。

- 2 小委員会は、設計金額が50万円を超え800万円以下の物品の売払い、設計金額が150万円を超え800万円以下の物品の買入れ、設計金額が200万円を超え800万円以下の物品の製造の請負に係る一般競争入札の内容に関すること、指名業者の選定に関することその他委員長が必要と認めた事項を審議する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、審議を要しないことができる。

(指名業者の選定等)

第8条 前条の規定による指名業者の選定は、契約の種類及び金額に応じ別に定める春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成17年規則第129号）第5条第1項の規定により資格者名簿に登載された者のうちから委員会等において選定するものとする。

(指名業者の欠格要件等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定による指名選考の対象外とする。

- (1) 入札参加停止措置の期間にある者
 - (2) 営業停止命令中の者及び営業休止中の者
 - (3) その他不適格と認められる者
- 2 前項各号に規定する欠格要件の解除時期は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
 - (1) 前項第1号の場合 入札参加停止措置の期間が満了したとき。
 - (2) 前項第2号の場合 営業停止命令中の者については当該命令が解除された日、営業休止中の者については営業を再開した旨を委員会等において認めた日

(3) 前項第 3 号の場合 委員会等で定める期間を経過したとき。

(秘密の保持)

第 10 条 委員会等の会議に出席した者は、会議の内容に関して秘密を保持しなければならない。

(議事録等)

第 11 条 委員会等は、会議の議事録を常に整備しておかなければならない。

2 会議の議事は、公表しない。

(庶務)

第 12 条 委員会等の庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第 13 条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、春日部市物品売買等入札審査委員会要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 35 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 29 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 30 日規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。